

宇部市排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市下水道条例(平成16年条例第96号。以下「条例」という。)及び宇部市下水道条例施行規程(平成26年上下水道事業管理規程第41号。以下「規程」という。)により宇部市排水設備指定工事店(以下「工事店」という。)が排水設備工事(修繕工事を含む。以下同じ。)の施行に当たり、規程第11条第2項第1号又は第2号の規定による工事店の指定の取消し又は一時停止の処分を受けることとなる行為(以下「不良行為」という。)があった場合における事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(不良行為の種類、点数等)

第2条 不良行為の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、別表第1に掲げる以外に、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、別表第1に掲げる点数(以下「不良行為点数」という。)に準じて、当該不正又は不誠実な行為に対する不良行為点数を別に定めるものとする。

2 管理者は、工事店が不良行為を行ったときは、当該工事店から宇部市排水設備指定工事店不良行為届出書(様式第1号)を提出させるものとする。

3 管理者は、前項の届出があったとき又は不良行為の事実を確認したときは、宇部市排水設備指定工事店不良行為確認通知書(様式第2号)により当該届出をした工事店又は当該不良行為を行った工事店に対して通知するものとする。

4 管理者は前項の規定による通知をしたときは、不良行為点数を当該通知した工事店に付するものとする。ただし、工事店が同一時期に複数の不良行為を行った場合であって、当該複数の不良行為が同一の排水設備工事責任技術者に起因するときは、当該複数の不良行為のうち最も不良行為点数の高い不良行為があったとみなし、不良行為点数を付するものとする。

5 管理者は、前項の規定により工事店に付した不良行為点数を当該工事店の指定の有効期間中加算するものとする。ただし、工事店の直近の不良行為に係る第3項の規定による通知をした日(次条第1項の規定

による処分のうち指定の停止の処分を受けたときは、当該処分が終了した日)から起算して1年の間、当該工事店が不良行為を行わなかったときは、当該工事店の不良行為点数は、消滅するものとする。

(不良行為に対する処分)

第3条 管理者は、前条第4項又は第5項の規定により工事店に付した又は加算した不良行為点数が別表第2に掲げる点数に達したときは、当該点数に応じた同表に掲げる処分を行うものとする。

2 管理者は、工事店の指定の停止期間中に当該工事店が不良行為を行った場合、加算した不良行為点数が別表第2に掲げる点数に達したときは、当該点数に応じた同表に掲げる指定の停止期間に当該処分の残存期間を加算するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により処分を行おうとするときは、あらかじめ聴聞又は弁明の機会の付与しなければならない。

4 管理者は、前3項の規定により処分を行うことを決定したときは、宇部市排水設備指定工事店不良行為処分通知書(様式第3号)により当該処分を行う工事店に対し通知するとともに、その旨を山口県下水道協会に報告するものとする。

(処分の警告)

第4条 管理者は、第2条第4項又は第5項の規定により工事店に付した又は加算した不良行為点数が75点、170点、220点又は270点に達したときは、宇部市排水設備指定工事店不良行為警告書(様式第4号)により当該工事店に通知するものとする。

(処分後の排水設備工事の施工)

第5条 管理者は、第3条第1項の規定による処分を行った工事店に未施工又は施工中の排水設備工事があるときは、当該工事店以外の工事店に施工させるものとする。ただし、施工中の排水設備工事について特に必要があると認めるときは、当該処分を行った工事店に施工させることができる。

(指定更新の際の指定の停止処分)

第6条 指定の停止処分の期間が当該工事店の指定有効期間満了時に継続されるときは、当該処分の残存期間は、継続された指定の有効期間に引き継ぐものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に廃止前の宇部市排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (第1次改正)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	不良行為の種類	点数	備考
1	正当な理由なく検査に立ち会わなかったとき。	15 点	規程第 9 条第 2 項第 9 号
2	工事の手直し、完工図書の訂正等完工検査の際の指示事項に対し、管理者の指定する期間内に必要な処置をしないとき。	30 点	規程第 9 条第 2 項第 10 号
3	正当な理由なく工事の申し込みを拒否したとき。	30 点	規程第 9 条第 2 項第 1 号
4	瑕疵担保期間内において工事の瑕疵に起因する不具合が生じた場合に、その補修に応じないとき。	30 点	規程第 9 条第 2 項第 11 号
5	工事完了日から 10 日以内に排水設備等工事完了検査申請書を提出しなかったとき。	45 点	条例第 5 条第 1 項
6	公共下水道使用開始届の提出をしなかったとき。	45 点	条例第 9 条第 1 項
7	計画確認を受けないで工事を行ったとき（緊急により、事前に担当部署に連絡があったとき及び軽微な変更に係る工事を行ったときを除く。）	75 点	規程第 9 条第 2 項第 8 号
8	雨樋等の雨水が汚水管に接続されていたとき（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 100 条ただし書きに該当するものを除く。）	75 点	条例第 3 条第 1 項
9	指定の効力の停止期間中に新たな工事を行ったとき。	150 点	条例第 6 条第 1 項
10	その他条例、規程等に違反するとき及び管理者の要請に対して正当な理由なく協力しないとき。	150 点 以下	区分 1～9 の点数に準じて決定する

別表第 2 (第 3 条関係)

処分の種類	点数	備考
30 日間の指定の停止	150 点	
90 日間の指定の停止	200 点	
180 日間の指定の停止	250 点	
指定の取消し	300 点	